

前橋市マンション管理計画の認定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年号外法律第149号。以下「法」という。）の規定に基づくマンションの管理に関する計画（以下「管理計画」という。）の認定にあたり、法及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年号外国土交通省令第110号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認定申請書に添付する書類)

第2条 施行規則第1条の2の計画作成都道府県知事等が必要と認める書類は、公益財団法人マンション管理センター（以下、「センター」という。）が発行する事前確認適合証とする。

(認定申請の取下げ)

第3条 認定の申請をした者は、市長の認定を受ける前に申請を取下げようとする場合は、取下げ届（様式第1号）により、市長に届け出るものとする。

なお、センターの管理計画認定手続支援サービスにより申請が行われた場合は、これに依らず支援サービスにより申請を取下げることができる。

(不認定通知)

第4条 市長は、計画の認定の申請が、法第5条の4に規定する基準に適合しないと認める場合は、不認定通知書（様式第2号）により、管理計画の認定を申請した者に通知しなければならない。

2 前項の規定は、法第5条の6の認定の更新の申請及び法第5条の7の管理計画の変更の申請について準用する。

(改善命令)

第5条 市長は、法第5条の9の規定により、改善命令をする場合は、改善命令書（様式第3号）により、認定管理者等に通知しなければならない。

(管理の取りやめ)

第6条 認定管理者等は、認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめようとする場合は、管理取りやめ届（様式第4号）により、市長に申し出るものとする。

(報告の徴収)

第7条 法第5条の8の規定による管理の状況に関する報告について、認定管理者等に管理状況報告依頼書（様式第5号）が通知された時は、管理状況報告書（様式第6号）により

報告を行う。

(管理計画の認定の取消し)

第8条 市長は、法第5条の10第1項の規定により認定の取消しをする場合は、認定取消通知書(様式第7号)により、当該認定管理者等であった者に通知しなければならない。

(認定管理計画の公表)

第9条 認定申請をしようとする者が、認定を受けた際の公表に同意した場合は、市長はセンターと連携して、当該認定管理計画にかかるマンションの名称、マンションの所在地及び本市が付与する認定コード等を公表することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。